

生企甲達 第 24 号
平成 28 年 8 月 5 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について

福井県警察街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程（平成 28 年福井県公安委員会規程第 14 号）の規定に基づき、別添のとおり「福井県警察街頭防犯カメラシステム運用要綱」を定め、平成 28 年 8 月 10 日から施行することとしたので、適正な運用を図られたい。

別添

福井県警察街頭防犯カメラシステム運用要綱

第1 目的

この要綱は、福井県警察街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程（平成28年福井県公安委員会規程第14号。以下「規程」という。）に基づき、福井県警察が設置する街頭防犯カメラシステムの適正な管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 街頭防犯カメラシステム
規程第2条第1号に定める街頭防犯カメラシステムをいう。
- (2) 街頭防犯カメラ
規程第2条第2号に定める街頭防犯カメラをいう。
- (3) 画像データ
規程第2条第3号に定める画像データをいう。
- (4) 記録媒体
街頭防犯カメラに内蔵又は付随する電磁的記録媒体で、画像データを保存するものをいう。
- (5) 複製データ
記録媒体に保存された画像データのうち、必要と認められる画像を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により、他の電磁的記録媒体に複写（画像を表示したモニター画面を接写したもの及び画像を出力印字したものを含む。）したものをいう。

第3 管理運用体制及び任務

1 総括責任者

- (1) 総括責任者は、生活安全企画課長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、街頭防犯カメラシステムが適正に運用されるよう必要な措置を講ずるとともに、街頭防犯カメラシステムの運用全般を総括するものとする。

2 管理運用責任者

- (1) 街頭防犯カメラが設置された場所を管轄する警察署（以下「設置警察署」という。）に管理運用責任者を置き、設置警察署の署長をもって充てる。
- (2) 管理運用責任者は、街頭防犯カメラシステムの運用に関し、指揮監督するものとする。
- (3) 管理運用責任者は、その執務時間外における業務を当直責任者に行なわせることができる。

3 運用担当者

- (1) 設置警察署に運用担当者を置き、生活安全課長又は刑事生活安全課長をもって充てる。
- (2) 運用担当者は管理運用責任者の指揮を受け、管轄する場所に設置された街頭防犯カメラシステムに関する次に掲げる事務を行う。

- ア 画像データの管理
- イ 記録媒体の管理
- ウ 街頭防犯カメラの定期点検に関する事務
- エ その他街頭防犯カメラシステムの運用に関する事務

4 運用担当補助者

- (1) 運用担当補助者は、管理運用責任者が指定した警部補又は巡査部長の階級にある警察官をもって充てる。
- (2) 運用担当補助者は、街頭防犯カメラシステムの運用に関し、運用担当者を補佐するものとする。

第4 街頭防犯カメラの設置等に係る留意事項

1 街頭防犯カメラ設置の表示

街頭防犯カメラが設置されていることを外観上明らかにするため、当該設置箇所の見やすい場所に街頭防犯カメラが設置されている旨を表示するなど必要な措置を講ずること。

2 プライバシーへの配慮

街頭防犯カメラの画角の設定にあつては、個人のプライバシーを不当に侵害することが無いよう配慮すること。

第5 画像データの管理

画像データの保存期間は、記録した日から、おおむね7日間とし、当該画像データは、保存期間の経過後、上書きその他の電磁的方法により消去すること。

第6 画像データ等の活用

1 活用の要件

画像データ及び複製データ（以下「画像データ等」という。）は、個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の利益のために必要と認められる特段の理由がある場合に活用できるものとする。

2 活用方法

画像データの提供及び複製データの作成を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、画像データ活用申請書（別記様式第1号）を管理運用責任者に申請するものとする。管理運用責任者は、その適否を判断の上、許可した場合は、運用担当者を通じて画像データの提供及び複製データを作成することができるものとする。

なお、提供を受けた画像データは、用済み後、速やかに返却するものとし、電磁的記録媒体を用いて複製データを作成する場合は、申請者が電磁的記録媒体を準備すること。

3 画像データ等の措置

画像データ等は、下記の区分に応じ、適正な管理を行うこと。

(1) 証拠資料

画像データ等が、証拠物件に該当する場合は、福井県警察証拠物件管理要綱の制定について（平成25年刑企甲達第5号）に基づき、適正な管理を行うこと。

(2) 捜査資料

画像データ等が、証拠物件以外の捜査資料に該当する場合は、捜査資料の管理の

徹底について（平成19年刑捜一甲達第33号）に基づき、適正な管理を行うこと。

(3) その他

ア 記録媒体の取扱い

街頭防犯カメラに使用する記録媒体及び複写データを保存する媒体については、ECHO端末への接続を禁止する。

よって、外部記録媒体管理システムへの登録は要しない。

イ その他

画像データ等が、証拠物件又は捜査資料のいずれにも該当しない場合は、福井県警察における警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成23年福井県警察本部訓令第10号）及び福井県警察における警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年福井県警察本部訓令第3号）に基づき、適正な管理を行うこと。

第7 記録媒体の取扱い

1 記録媒体の管理

運用担当者は、記録媒体の管理番号、使用開始年月日等を記載した画像記録媒体管理簿（別記様式第2号）を年度当初に記録媒体毎に作成し、管理運用責任者の確認を受けなければならない。

2 使用・使用終了時等の手続

(1) 使用時の手続

記録媒体を街頭防犯カメラに挿入して使用する場合は、画像記録媒体管理簿に使用開始年月日を記載した上で、運用担当者の許可を得なければならない。

(2) 使用終了時の手続

画像データを活用するなどの事由により、街頭防犯カメラから記録媒体を取り外した場合は、画像記録媒体管理簿に使用終了年月日を記載し、運用担当者の確認を受け、運用担当者が施錠設備のあるキャビネット等で保管・管理すること。

なお、使用を終了した記録媒体を保管する際は、データを消去するものとし、再度街頭防犯カメラで使用する場合は、使用時の手続に従い、運用担当者の許可を得て使用すること。

(3) 廃棄時の手続

記録媒体を廃棄する場合には、画像記録媒体管理簿に廃棄年月日を記載するとともに、裁断、データの消去その他の方法により当該情報を復元できないように措置すること。

第8 定期点検

1 街頭防犯カメラ及び同カメラに挿入された記録媒体

運用担当者は、街頭防犯カメラ点検実施簿（別記様式第3号）を年度当初に作成し、街頭防犯カメラの外観等の異常の有無、記録媒体の状況等について、月に1回以上の点検を実施して、その結果を記載するとともに、管理運用責任者に報告すること。

なお、点検の際、異常を発見した場合は、速やかに総括責任者に報告すること。

2 上記1以外の記録媒体

運用担当者は、記録媒体点検実施簿（別記様式第4号）を年度当初に作成し、キャ

ビネット等で保管・管理されている記録媒体の所在について、月に1回以上の点検を実施して、その結果を記載するとともに、管理運用責任者に報告すること。

第9 報告

1 運用状況の報告

管理運用責任者は、街頭防犯カメラの運用状況について、画像データ活用申請書の写しの提出により、毎月、総括責任者に報告するものとする。

2 効果的事例等の報告

所属長は、次に掲げる事例があったときは、画像データ等活用報告書(別記様式第5号)により、その都度総括責任者に報告するものとする。

- (1) 画像データ等を活用して検挙等に至った事例
- (2) その他街頭防犯カメラの運用の参考となるべき事例

3 公安委員会への報告

総括責任者は、半年ごとに画像データ等の活用状況について、福井県公安委員会へ報告するものとする。

第10 運用状況の公表

総括責任者は、半年ごとに街頭防犯カメラシステムの運用状況について、県警察ホームページで公表するものとする。

第11 文書の保存期間

別記様式については簿冊による保管・管理を行うこととし、保存期間は会計年度で5年とする。

様式省略